

提 案 理 由

報告第2号 専決第3号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>市道管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>令和元年12月10日、被害車両が養父市葛畑地内の市道葛畑大久保線を葛畑方面に走行中、道路に落下していた反射板をタイヤで踏んだことによりパンクさせたもの</p> <ul style="list-style-type: none">■ 損害賠償の額 9,040円■ 過失割合 市の過失80% 相手方の過失20%■ 協議の整った日 令和2年3月22日
議案第35号	養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）が令和2年3月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものである。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・消防団員の処遇改善を図る観点から、補償基礎額を引き上げる。・民法改正による法定利率の改定に伴い、今後の法定利率の改正にも対応できるよう「事故発生日における法定利率」に改正する。
議案第36号	養父市国民健康保険条例及び養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合、傷病手当金を支給することができるよう、所要の改正を行うとともに、国民健康保険条例の改正に伴い、この条例を引用している国民健康保険診療所条例において条ずれが生じるため、附則において所要の改正を行うものである。</p>

なお、施行日は、公布の日等からとし、令和2年1月1日から規則で定める日までの間を傷病手当の支給対象期間として適用するものである。

【傷病手当金の概要】

- 対象者 新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- 支給額 直近3か月の給与合計額÷就労日数×2/3×日数

議案第37号

令和2年度養父市一般会計補正予算（第1号）

議案第38号

令和2年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

理 由

上記2議案は、当面必要とする経費の補正を行うものである。